

平成 2 1 年 9 月 2 1 日  
特 許 庁

## カナダとの特許審査ハイウェイ、10月から開始

～日カナダ間における特許審査ハイウェイ試行開始の合意について～

本日、ジュネーブで開催された日本国特許庁長官とカナダ知的財産庁長官との会談において、両庁は特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を本年10月1日から開始することに合意しました。世界第7位の特許出願件数を有するカナダとのPPH締結により、それぞれの国の企業がより迅速・的確に発明を権利化するためのPPHの取組が、更に拡大されることとなりました。

### 1. 背景

企業等のグローバルな活動の拡大に伴って、複数の国で特許権を取得するニーズが高まり、同一内容の発明が世界各国の特許庁に出願されています。こうした中、世界的に特許出願件数が急増し、審査待ち期間も長期化していることから、重複作業の排除による作業負担の軽減が大きな課題となっています。このため、我が国は、一方の国で特許となった出願について、他方の国でその審査結果を参照しながら、早期審査を行う枠組みである「特許審査ハイウェイ（PPH）」を各国とともに進めているところです。

### 2. 日カナダ間の試行プログラムについて

本日、ジュネーブで開催された日本国特許庁長官とカナダ知的財産庁長官との会談において、両庁は、PPHの試行プログラムを本年10月1日から開始することに合意しました。10月1日以降、出願人は本プログラムに従い、一方の国で特許を取得した場合、他方の国で早期審査を請求することができ、特許の迅速な取得が可能になります。

本プログラムの詳細については、以下のウェブサイトにて公表しています。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

### 3. 「特許審査ハイウェイ」の世界的な拡大に向けて

2006年、我が国は米国と世界で初めてPPHを開始して以降、既に世界10か国（米国、韓国、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ロシア、オーストリア、シンガポール、ハンガリー）とPPHを締結し、順次取組を開始しています。世界第7位の特許出願件数を有するカナダとのPPH締結によ

り、我が国との P P H 締結国は 1 1 か国となり、我が国を含む 1 2 か国の出願件数は、世界の特許出願の約 7 割を占めることとなりました。今後も我が国は、企業の海外における迅速な権利取得を支援すべく、更なる P P H のネットワーク拡大のため、欧州特許庁 ( E P O ) 等と P P H 締結に向けた交渉を行ってまいります。また、各国における P P H 申請の要件及び手続の共通化等を通じて、制度の利便性向上に努めていきます。

( 本発表資料のお問い合わせ先 )

特許庁特許審査第一部審査企画室

担当者：安田、武重

電 話：0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 ( 内線 3 1 0 3 )

：0 3 - 3 5 8 0 - 5 8 9 8 ( 直通 )

特許庁総務部国際課

担当者：片桐、新留

電 話：0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 ( 内線 2 5 6 1 )

：0 3 - 3 5 8 0 - 9 8 2 7 ( 直通 )